

「パワー・デイ」参加者募集～秋は運動の季節～ 運動をはじめてみませんか

対象者 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方
※一度参加した方でも1年以上経過している場合は、再度申請ができます。

利用期間 10月～12月
実施場所 健祥会吉野川リハビリセンター
(川島町川島106番地2)
☎26-3010 FAX26-3011
※見学も歓迎しています。

利用料 250円/1回
利用限度 各コース週1回
申請に必要なもの 印鑑
※申請書は、長寿いきがい課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)、健祥会吉野川リハビリセンターに備えています。

申請締切 9月11日(金)
利用コース・運動内容
○水中運動(入門・向上)コース
温水プールで歩行を中心とした水中運動
○マシントレーニング(入門・向上)コース
トレーニング機器などを使用した運動



問い合わせ **市長寿いきがい課 地域支援係**
☎22-2264 FAX22-2260

生涯学習講座～どきどきチャレンジ教室～ 「木目込人形教室」

来年の干支(丑)の木目込人形を作ります。4回の教室で出来上がります。

と き ①10月5日(月)
②10月16日(金)
③10月19日(月)
④11月6日(金)
午後1時30分～3時30分



と ころ 川島公民館 2階研修室
講 師 小林 鳳美さん
定 員 10人(先着順)
材 料 費 2,500円より
準 備 物 先のとがった小さいハサミ、目打ち
申込期限 9月30日(金)
※新型コロナウイルスの状況によっては中止となる場合があります。



問い合わせ **川島公民館(木曜休館)**
☎・FAX25-2180

民生委員・児童委員交代

次の方が、民生委員・児童委員として新たに厚生労働大臣から委嘱されました。

●美郷地区
委員氏名 河野 善延さん
担当地区 月野・中谷・殿河・木屋浦

民生委員・児童委員は、高齢者福祉や児童福祉などの各種相談に応じ、助言や情報提供などの援助をすることが主な職務となります。



問い合わせ **市社会福祉課 地域福祉係**
☎22-2261 FAX22-2260

ひとり親家庭等医療費受給者認定の更新

8月・9月は「ひとり親等医療費受給者認定」の更新月です。対象者には関係書類を郵送していただきますので、必ず更新手続きをしてください。

受付期間 9月30日(木)
(土・日・祝日を除く)

受付場所 子育て支援課(本館1階)
※支所では受け付けていません。

手続きに必要なもの
・ひとり親家庭等医療費受給者認定(更新)申請書(対象者に郵送しています)
・印鑑(スタンプ印、ゴム印不可)
・対象者および対象児の健康保険被保険者証の写し

問い合わせ **子育て支援課**
☎22-2266 FAX22-2245

地域の身近な身体障がい者・知的障がい者相談員にご相談ください

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員は、地域で生活している障がいのある方や家族からの相談に応じます。日常生活や各種福祉制度の利用方法で、困っていることや悩んでいることはありませんか。個人の人格を尊重し、秘密は厳守しますので、気軽に相談員に直接ご相談ください。

身体障がい者相談員

相談員氏名	住 所	連 絡 先
平川 靖幸	鴨島町	☎24-6927
河原 弘明	鴨島町	☎24-4231 FAX24-4231
乾 泰幸※	鴨島町	FAX22-0743
古庫 計子	鴨島町	☎24-8980 FAX24-8980
東谷 克子	川島町	☎25-2799 FAX25-2799
後藤田 賢	川島町	☎25-5455 FAX25-2288
尾之上信義	川島町	☎25-2231
瀬川 一夫	山川町	☎42-4831 FAX42-7341
桃井 春男	山川町	☎42-5745 FAX42-5745
平野 寛	山川町	☎42-4731
中山 善嗣	山川町	☎42-5307 FAX42-5307
山本 里子	美 郷	☎43-2318 FAX43-2318

※聴覚障がい者相談員です。手話で相談ができます。

知的障がい者相談員

相談員氏名	住 所	連絡先
葉原奈麻美	鴨島町	☎22-0236
森西 和代	鴨島町	☎24-1502
猪井 豊子	川島町	☎25-2695
貞野 恵子	山川町	☎42-5668



●問い合わせ **市社会福祉課 障がい福祉係** ☎22-2263 FAX22-2260

パワハラ防止法が施行されました

人権とびっくす

パワハラ(ハラスメント)とは、「職場のいじめ・嫌がらせ」なども言われてきましたが、都道府県労働局に相談した件数は、平成30年度調査で8万2797件と相談事由のうち1位でした。厚生労働省の調査で、「相談に行った」と回答した人は2.2%でしたので、これでも氷山の一角なのです。セクシュアルハラスメントも含めての防止を企業に義務づけることが法律で決まり本年6月から施行されています。中小企業は、2022年4月からの施行となります。

パワハラとは
「職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える、また職場環境を悪化させる行為」と定義されています。
厚生労働省はパワハラを次の6つに分類しています。

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係からの切り離し(仲間外し・無視・隔離)
- ④過大な要求
- ⑤過小な要求
- ⑥個の侵害(私的なこと立ち入る)

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

パワハラのない職場づくり
パワハラ防止には、風通しがよく、互いを尊重し合える人間関係の醸成が何より重要です。そのために、まずは人の話をささげ、最後に聴き、自分の意見も言え、みんなで議論できるコミュニケーション力を身につけ、信頼関係を構築していきますよ。

今回、日本の法律で初めて「パワハラ防止法」が規定されました。パワハラ問題がこれまで以上に職場内で意識され、「してはいけないこと」という認識が浸透していくようにしていきますよ。

問い合わせ **市人権課**
☎22-2229
FAX22-2260

